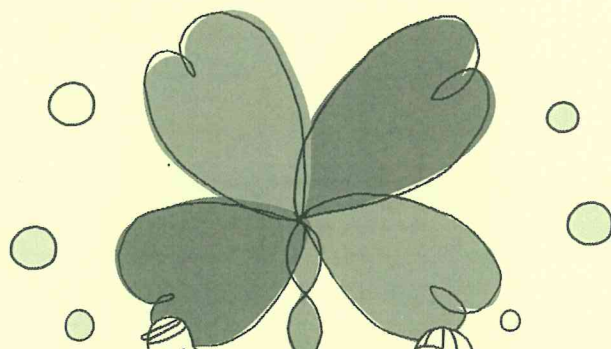
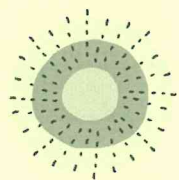




つながる、  
支える。

～司法書士がお応えします～

# 高齢者・障がい者のための 成年後見相談会

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

将来、私が  
亡くなった後の  
病や障がいを抱えた  
子供のことが心配

離れて暮らしている  
認知症の親が  
悪徳商法などに  
だまされないか心配

遺産分割協議を  
したいのですが、  
相続人のひとりが  
認知症のようで心配

夫婦二人きりの  
生活で、互いの介護が  
必要になったときの  
預金管理などが心配

簡易訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事務管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

日 時 : 令和7年9月27日(土) 午前10時～午後4時  
面談相談会場 : 熊本県司法書士会 (熊本市中央区大江四丁目4番34号)  
電話相談番号 : 096-364-0800 (当日のみの番号です)

【相談無料・面談による相談は9月22日までに要予約・電話相談は予約不要】

対面の面談による相談のご予約は、下記にお電話ください。

予約電話番号 : 096-364-2889 (熊本県司法書士会 事務局)

WEB面談による相談(席数限定)をご希望の場合は、右のQRコードもしくはリーガルサポート熊本支部ホームページからお申し込みください。

